

議 事 録

会議の名称	第3回三田市まちづくり基本条例検証委員会
開催の日時	平成29年9月27日(水) 19時00分～20時00分
開催の場所	三田市役所2号庁舎2201会議室
出席した委員の氏名	中瀬委員長、三輪副委員長、金築委員、北原委員、清水委員、萩倉委員、久委員、本多委員
出席した庶務職員の職及び氏名	城下理事、印藤地域戦略室長 田中政策課長、櫻井政策課副課長、藤田政策課係長
傍聴者の人数	1人
議 題	三田市まちづくり基本条例の検証について
会議の概要(結論)	これまでの議論をもとに答申(案)をとりまとめた。
公開・非公開の区分	公開
使用した資料	・次第 ・資料4 三田市まちづくり基本条例の施行状況の検証について(答申)(案)
連絡先	地域戦略室政策課 電話(079)559-5038 内線(2212)

1 開会

- ・印藤地域戦略室長の司会により開会、配布資料の確認等

2 議事

- ・三田市まちづくり基本条例検証委員会規則第3条第1項の規定により、委員長が議事を進行

(1) 三田市まちづくり基本条例の検証について

＜事務局から資料4に基づき説明＞

委員長：説明のあった事項について、各委員から意見や質問をお願いします。

市民委員：本日の審議時間について確認したい。答申案はまだ議論すべき点が多く、提案のあった1時間以内で議論できるか疑問に感じるが、時間設定は委員長が決めたものか、または事務局が決めたものか、どちらか。

委員長：事務局が議題内容から判断して提案されているものである。

市民委員：それでは時間も限りがあるということなので、あらかじめ考えてきた内容をもとに順番に意見を述べたい。

答申の意味としては資料4 1ページの「記」以下最初の4行が核心と考えるところであり、以降に付された意見はさほど重要ではない。したがって、この4行の修正に関して述べる。

まず、「概ね適正に運用されている」との評価に対して私の意見は異なり、むしろ逆と感じる。ただし、修正表現については他の委員と折り合いをつけたいと思う。

次に、条例第48条は「条例の見直しに向けた検証」と理解するが、事務局はあくまで

進捗管理として改正しない前提で進められた。この条例は、三田市の住民自治に関する最高規範であり、策定時に積み残し課題があったことも踏まえ時代に合わせて変えていくべきものとする。答申主文4行も、そのような方向性で答申すべきではないか。

委員長：そのような意見を、なぜ第1回及び第2回で発言しなかったのかとの感想を持つ。では只今の諸点について他の委員の意見を伺いたい。まず、付帯意見部分を不要とすることはどうか。

市民委員：削除する意図ではない。付帯意見はこのままでよい。

委員長：では次に、主文4行の適否についてはどうか。

学識委員：条例の条文を「改正」する必要まではなく、この文章の修正は不要と考える。ただし、条例に基づいて実施する内容を引き続き充実させていく必要はあるが、その課題等に関しては以降の付帯意見に書かれているところである。

委員長：他の委員の意見はどうか。（なし）

それでは、指摘のあった主文4行部分は修正しないこととする。

市民委員：意見をペーパーにまとめてきたものがあるので、読み上げさせてもらえないか。

委員長：時間以内で手短かに願う。

市民委員：（以下、読み上げ内容のまま）

+++++

1. 市民及び市議会の意見の反映について

そもそも、本条例は、市民、市議会及び市長等の三者が、市民主体のまちづくりを実現することを目的として、基本的な考え方やルールを共有するために定められたものです。本検証委員会において、事務局は、市長等の運用の検証のみに特化して、（或いは、矮小化して）進められたため、市民及び市議会の意見が反映されておられません。つきましては、市民及び市議会の意見を十分に聴取したものを5年目の検証結果としてください。

2. 条例策定時の課題解決について

平成24年に、本条例が策定された際、十分に書き記すことができず、積み残した様々な課題があり、加筆、修正等が必要ですが、真摯に見直し作業が行われた経過はありません。本検証委員会が、「条例を見直ししないこと」を前提に進められたことは、誠に残念であり、条例第48条に規定する「この条例の見直し」の趣旨に即した検証が、十分に履行されておられません。つきましては、既存条例の不備な点を洗い出すとともに、法制的な見地から条文を精査するなど、完成度の高い条例にするべく、改めて、市民参加で見直し作業を行ってください。

3. 検証委員会の時期について

本条例は、三田の自治の根幹として、他の条例を横断的に束ねる重要な役割を担っております。また、平成23年8月の地方自治法改正によって、基本構想の策定を義務付けていた規定が廃止されることとなったことを受け、新たな基本構想の策定根拠が必要となり、現行の基本構想からは、本条例が策定根拠となりました。したがって、本条例の見直しの時期については、少なくとも、総合計画の見直しよりも前、或いは、同時に行われてしかるべきであったと言えます。さらには、条例施行後、すでに5年を経過しておりますが、総合計画の見直し作業の考え方と同様に、5年を越える前に検証を開始し、改正が必要であれば、5年を超えるまでに改正を終わらせておくべきでした。した

がって、本検証委員会が開催された時期は、「遅い」と言わざるを得ず、今後、改善すべきと考えます。

4. 本委員会の運営のあり方について

第1回検証委員会では、資料の中で「検証の対象としない条文」が示され、第3回では、「答申案を議論するのにも関わらず、諮問文が事前に示されない」など、運営上の不備がありました。本来ならば、最初に、委員が「知識を習得する時間」を十分に確保したうえで、議論に入るべきであったにもかかわらず、条例の内容に対する説明が不十分なまま、その運用の自己評価に対する意見聴取をもって、検証に換えようとしてきました。条例への理解なくして、きちんとした検証はできませんが、そもそも検証とは、単純に「できている」、「できていない」だけで、諮られるものではありません。この点については、本委員会の運営のあり方について、改善の必要があります。

+++++

市民委員：時間的な制約の中で検証を終える必要があったので、自分としては、事務局はよくまとめたと感じている。始まる前は、この条例についてむしろ行政側から「改悪」の方向で提案が出てくるのではと警戒する気持ちすらあったが、そうならなくて良かった。そこで市民委員へ質問したいが、この検証委員会はもっと回数を増やすべきだったとお考えか。

市民委員：そうである。最初から改正しない前提で進められたように感じた。立場が多様な者が議論を行おうとする場合は、普通はもっと時間をかけ知識を深めて進めるべきものと思う。

委員長：他の意見はどうか。

学識委員：先ほどの市民委員の意見に少し関わるが、答申案の結論は変える必要はないと考える。ただ、色々な意見、あるいは検証報告書に対する異議も出たので、それを記載することも必要と思う。そのように考えると、主文4行は、前半2行が「…判断する。」、後半2行が「しかし、…」となっており、「しかし、」の後がより重要というような受け取り方になっているので、「しかし、」を「なお、」に修正すると、前半2行が中心であることがよりはっきりする。

委員長：「なお、」に修正することでよいか。（了承）

市民委員：参考にきくが、このような委員会で標準的な回数はあるのか。

事務局：ない。諮問事項等によりケースバイケースである。

市民委員：議事録は全て公開されるのか。

事務局：公開が原則である。終了した会議の議事録は既にホームページで公開されている。

委員長：自分は、答申書の形式としては、案のように付帯意見が付いた詳しい形式が適切と思う。読んだ時に、議事録まで遡って確認しなければいけないような答申書では、成果が歴史に残ったとは言えないだろう。

市民委員：市長はこの答申書をすべて読むのか。または事務局が説明するのか。

事務局：当然読む。また、答申書が確定した後、正副委員長に出席いただいでる答申手交式（市長への直接提出）を10月19日に予定している。なお、これまでの議事内容はその都度市長へ報告している。

市民委員：例えば、資料4 1ページの下段で、表の文章が2ページに続いており、非常に読みにくい。ページを改めるなど、体裁を整えて欲しい。

委員長：（事務局に対して）修正するように。

他の意見はどうか。

団体委員：今回の検証を行う上で、幅広い条例内容に対する俯瞰的な視点も必要であったが、一方で、この条例の適正な運用に基づき、「具体的に何をやっていくか」という視点をもつと必要だったのではないか。地域活動をはじめ現場の視点を検証に反映していくべきだと思う。

団体委員：主文4行の指摘に関連して言えば、「概ね適正」という語のとらえ方について、各委員の感覚もまちまちのまま進んだ面がある。多様な委員構成なので当然だが、全3回の会議の中で感覚をそろえながら進めるよう意識すべきであったし、それが本来のあり方である。事務局も改善できるのであれば今後対応してほしい。

市民委員：自分も委員会の回数は少なかったと思うし、役割を果たすために事前の勉強もより必要だったと感じている。過去数年で市の委員会にいくつか参加させてもらって、いずれも幅広い内容を扱うものだったが、本委員会は特に事前の理解が重要だったと振り返る。

委員長：先ほどから指摘が重なった「事前の対象理解の必要性」に関しては、議論を踏まえ今後の申し送りとして付帯意見に加えればどうか。市民委員に配慮したレクチャーとか。特別な知識習得がなくても素直に討論参加できるべきとも思うが。

学識委員：文言表現について一点。主文4行の末尾「意見を付したい。」は、このような答申の形式として違和感があり、不統一感もある。「付す。」でよいのではないか。

委員長：只今の修正意見はどうか。（了承）

それでは、他に意見はないか。

学識委員：議論のあった検証のあり方に関連して意見を述べたい。条例の施行後に積み残された各課題に対しては、例えば我々が市民の方とともに協働委員会に参加して協働の仕組みづくりを検討してきたように、市民参画に基づいて取り組みが進められてきた経過があり、そうした結果も踏まえて今回基礎資料となった検証報告書に取りまとめられているものと理解する。したがって、これら条例推進の構造全体を最初に上手く説明することが重要であるし、それを欠くと先程のような「行政主体の条例運営」、「行政の評価ありき」といった誤解が生じるため注意が必要である。

委員長：この点についても今後の申し送りとして付帯意見に加えることとする。

市民委員：この条例は元々、三田市における住民自治の基本原則を共有するためにできた。そのため、検証においても市民主体、若しくは、多様な市民を巻き込むやり方が不可欠であった。さらに実施段階も含めて、市民に疎外感を抱かせるような進め方は「もっての外」とであると指摘しておきたい。

委員長：それでは、以上をもって本日の審議を終了する。今回の検証委員会を通じて各委員には熱心な議論を賜り、厚くお礼申しあげる。

(2) その他

特になし

3 閉会

- ・城下理事よりお礼のあいさつ
- ・10月19日（木）に正副委員長による市長への答申書提出を予定

（以 上）